平成21年9月25日
第2116号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○平成21年度屋外広告物講習の実施（４３６・都市計画課）……1
○開発行為に関する工事の完了（４３７・仙北地域振興局建設部）……2
公　告
○土地改良区及び土地改良区連合の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）……2
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（１５６）……2
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（１５７）……2

告　　示

秋田県告示第436号

秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）第19条第１項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和49年秋田県規則第15号）第21条第３項の規定に基づき、告示する。

平成21年９月25日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　講習の日時及び場所

⑴　日時

第１日　平成21年11月５日（木）午前９時45分から午後５時まで

第２日　平成21年11月６日（金）午前９時30分から午後４時40分まで

⑵　場所

秋田市山王四丁目１番２号　秋田地方総合庁舎第14会議室

２　講習の内容及び時間

⑴　屋外広告物に関する法令に関する事項　５時間

⑵　屋外広告物の表示の方法に関する事項　４時間

⑶　屋外広告物の施工に関する事項　３時間

３　受講申込書の交付

⑴　期間

平成21年９月25日（金）から同年10月23日（金）まで

⑵　場所

鹿角市花輪字六月田１番地　鹿角地域振興局建設部用地課

北秋田市鷹巣字東中岱76番地の１　北秋田地域振興局建設部用地課

能代市御指南町１番10号　山本地域振興局建設部用地課

秋田市山王四丁目１番２号　秋田地域振興局建設部用地課

由利本荘市水林366番地　由利地域振興局建設部用地課

大仙市大曲上栄町13番62号　仙北地域振興局建設部用地課

横手市旭川一丁目３番41号　平鹿地域振興局建設部用地課

湯沢市千石町二丁目１番10号　雄勝地域振興局建設部用地課

（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）

４　受講申込書の受付

⑴　期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日を除き、平成21年９月28日（月）から同年10月23日（金）までの午前９時から午後５時まで（郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑵　場所

３⑵に掲げる場所（郵送の場合は、郵便番号010－8570　秋田市山王四丁目１番１号　秋田県建設交通部都市計画課）

５　講習手数料

⑴　額　4,000円

⑵　納付方法　受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

６　講習についての問い合わせ先

建設交通部都市計画課（電話番号　018-860-2442）

秋田県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により平成21年3月9日付け指令仙建－11－１で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月25日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　開発許可を受けた者の住所及び氏名

横手市鍛冶町4番2号

よねや商事株式会社　代表取締役社長　佐々木　隆　一

２　開発区域に含まれる地域の名称

仙北市角館町小勝田中川原111番1、111番4、111番5、111番10、111番11、112番1、112番2、116番1、116番10、116番21、116番22、116番23、130番1及び法定外公共用財産（道路）の一部

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項及び同法第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区及び土地改良区連合から次のとおり役員の退任の届出があったので、同法第18条第17項及び同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月25日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　大館市二井田真中土地改良区

退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里57番地　　安　達　孝　三

２　米代川筋土地改良区連合

退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里57番地　　安　達　孝　三

選挙管理委員会告示

秋選管告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月25日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　　18,683

３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）

222,356

秋選管告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月25日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,353
能代市山本郡	26,634
横手市	28,365
大館市	22,603
男鹿市	9,759
湯沢市雄勝郡	20,800
鹿角市鹿角郡	11,818
由利本荘市	24,277
潟上市	9,686
大仙市仙北郡	32,170
北秋田市北秋田郡	11,708
にかほ市	7,836
仙北市	8,716
南秋田郡	7,658

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号